

雇 用 等 に 関 す る 事 項

1 雇用の条件

- (1) 本委託業務においては、乙は必ず失業者を新たに雇用しなければならない。新たに雇用する失業者（以下「新規雇用失業者」という。）の雇用は、平成27年3月31日までに開始しなければならない。  
ただし、上記により雇用した失業者の自己都合退職に伴い、その補充のため、退職した失業者の雇用予定期間の範囲内で新たに失業者を雇用することは、新たに雇用した失業者に対して同等の人材育成が実施できると判断できる場合は可能とする。
- (2) 雇用（人材育成）の期間  
新規雇用失業者の雇用（人材育成）期間は4月以上1年以内とし、更新は不可とする。  
また、新規雇用失業者（東日本大震災等により被災した失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）を除く。）が、県内及び他の都道府県において実施される国の緊急雇用創出事業実施要領に規定する地域人づくり事業（以下「他の緊急雇用創出事業」という。）により雇用された期間と通算して1年以内となること。  
なお、本事業は人材育成を目的とした事業であるため、乙は、新規雇用失業者を雇用する全期間にわたって、必要な人材の育成が図られるよう努めなければならない。
- (3) 新規雇用失業者1人あたりの勤務予定日数及び勤務予定時間数  
ア 勤務予定日数は少なくとも月平均15日以上とすること。  
イ 勤務予定時間数は少なくとも日平均6時間以上とすること。
- (4) 新規雇用失業者の求人にあたっては、必ず公共職業安定所へ求人申込みを行うこと。

2 雇用の内容

- (1) 本委託業務に従事する予定の全労働者数及びその人件費  
\_\_\_\_\_人、 \_\_\_\_\_円
- (2) 本委託業務に従事する予定の新規雇用失業者数及びその人件費  
\_\_\_\_\_人、 \_\_\_\_\_円
- (3) 本委託業務に従事する新規雇用失業者の雇用予定期間  
\_\_\_\_\_人 \_\_\_\_\_か月  
\_\_\_\_\_人 \_\_\_\_\_か月
- (4) 乙は、前記（3）の雇用期間終了後においても、引き続き雇用するよう努めること又は本委託事業での経験を活かし他社への雇用・就業が円滑に進むよう新規雇用失業者の支援を図ること。

3 実績報告等

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに雇用・就業計画書（2号様式）を作成し、甲に提出するものとする。
- (2) 甲は、（1）の雇用・就業計画書の内容が適正であると認める場合は、乙に対して書面又は口頭により承認をするものとする。
- (3) 乙は、2（2）に記載する新規雇用失業者数及びその人件費が実績において下回らないようにするものとし、下回る見込みのある場合は速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、（3）に基づき甲と協議するときは、契約書第7条2項に定める「人材育成・就業支援実施状況報告書」（3号様式）及び「雇用・就業状況報告書」（4号様式）を作成し、甲に提出するものとする。
- (5) 甲は、乙から（3）に基づく協議があったとき、下回ることがやむを得ないと判断さ

れる場合、乙に対して書面により承認をするものとする。

- (6) 乙は、2(3)に記載する新規雇用失業者1人あたりの雇用予定期間が実績において下回らないよう努めるものとする。
- (7) 乙は、平成27年3月31日時点の4号様式を速やかに作成し、甲に提出するものとする。
- (8) 乙は、委託事業を完了したときは、速やかに「雇用・就業実績報告書」(6号様式)を提出しなければならない。
- (9) 乙は、新規雇用に際して、応募者本人に次の事項を確認するとともに、確認した内容を記録した書類を整備するものとする。
  - ア 失業状態であること
  - イ 応募者が他の緊急雇用創出事業により雇用されていた期間
- (10) 乙は、本委託業務に係る会計帳簿を他の会計と区分して整備すること。また、本委託業務に直接従事する全ての者に係る労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等の従事内容が分かる書類や新規雇用失業者の雇用に関する書類(求人票、公共職業安定所からの紹介状、履歴書、雇用契約書等)などの帳簿書類及び人材育成・就業支援に関する関係書類を整備するものとする。
- (11) 乙は、平成33年度まで、(10)に定める帳簿書類等を、甲の求めに応じていつでも閲覧や写しの提出に供することができるよう保存しておかなければならない。